

資料①

日 薬 業 発 第 68 号
令 和 3 年 6 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る 留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書の提出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
医療機関等による敷地内薬局の誘致状況に関しましては、令和3年5月14日付け日薬業発第47号にて、ご報告させていただきました。

各都道府県薬剤師会からの情報提供などにより、保険医療機関による保険薬局の誘致に係る募集要項などで、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈通知を拡大解釈した事例や、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じるような事例などが全国的に多数存在していることが明らかになりました。

今般、このような状況に鑑み、厚生労働大臣宛てに別添の要望書を提出いたしましたので、ご報告いたします。また、文部科学大臣に対しても同様に要望書の提出をしておりますので、各都道府県薬剤師会におかれましては、引き続きの医療機関等による敷地内薬局の誘致状況の把握、特に国公立大学病院等の公的医療機関における敷地内薬局の誘致状況の把握をお願いすると共に、必要に応じて本会への情報提供をお願い申し上げます。

本件は、適切な医薬分業の推進の取り組みとしてご了知いただき、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書（令和3年5月・日本薬剤師会）

別添

令和3年5月

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

日本薬剤師会

会長 山本 信夫

保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る 留意事項等の適切かつ的確な運用に関する要望書

近年、国立大学病院等の公的医療機関を中心に敷地内への保険薬局の誘致に拍車がかかり、保険医療機関による保険薬局の誘致に係る募集要項などで、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈通知（参考2）を拡大解釈した事例や、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じるような事例などが全国的に多数存在していることが、本会の調査で明らかになりました。

適切な医薬分業のためには、保険薬局は、経営上はもちろん、保険医療機関からの経済的、構造的、機能的に独立していることが不可欠です。

本件につきまして、下記の点について要望致します。

記

1. 敷地内薬局は、その機能として医療機関の調剤所と同一視されるようなものは、保険指定を行うべきではない。
2. 保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立について、いずれも疑義が生じないよう明確な基準を「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に設ける。
3. 保険医療機関による保険薬局の誘致に係る募集要項などにおいて、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じた場合、保険薬局の指定や更新は行わない。また、すでに保険指定した事例についても疑義が生じる場合は、速やかに再審査を行う。

以上

○別紙

保険医療機関の敷地内に開設する薬局の保険指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用について

○参考

1. 保険医療機関による敷地内薬局の公募要項のうち、とりわけ問題だと思われる事例
2. 保険薬局の指定について(平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)
3. 国立大学信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業

保険医療機関の敷地内に開設する薬局の 保険指定に係る留意事項等の適切かつ的確な運用について

(これまでの経緯)

保険薬局の在り方は、昭和 57 年 5 月 27 日薬務・保険局長通知において、構造的・機能的・経済的に医療機関から独立していることを本旨とすべきとされており、総合的に判断して、医療機関に従属し医療機関の調剤所と同様とみられるものについては、保険薬局としての適格性に欠けるものとされてきました。また、療養担当規則においては、健康保険事業の健全な運営を確保する観点から保険薬局が、保険医療機関と一体的な構造と客観的に認識される場合並びに保険医療機関と一体的な経営とみなされることを禁止しています。

その後、規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、医薬分業の本旨を損なうことなくその推進を図る措置として、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、併せて患者の利便性にも配慮し、「保険薬局と保険医療機関の間にフェンスなどを設けて、患者が公道を介して行き来することを求めた構造上の規制」が改められ、同時に厚生労働省より閣議決定に基づき変更された「保険指定に係る留意事項」の新たな解釈通知とともに、具体的な図面をもって各地方厚生局宛て通知がされています(平成 28 年 3 月 31 日、厚生労働省保険局医療課事務連絡、参考2)。当該通知が発出された際に本会では、例示されている 7 形態いずれも、医薬分業の理念が損なわれることが危惧されることから、一貫して当該改正には反対の立場を取っており、現在でもその考えに何ら変わりません。しかしながら、本会が危惧していたように、構造上の規制が改められたことと軌を一にするように、国立大学病院等の公的医療機関を中心に敷地内への保険薬局の誘致に拍車がかかり、同実施計画においては「実効ある方策を講じること」とされているにも関わらず、有効な対策が講じられぬまま事態が黙認された結果、近年では民間病院にまでその影響が広がっています。

(適切な医薬分業の在り方)

申すまでもなく、適切な医薬分業のためには経営上はもちろん、保険医療機関からの経済的・構造的・機能的に独立していることが不可欠です。それは、患者の安全安心な薬物治療を確保するために、患者との信頼関係を構築し、薬学的知見から処方医に必要なことは伝えていくことが薬剤師の責務であり、その立場を確保するため必要なものとなります。もし処方元の医療機関と経営上の依存関係がある場合、薬剤師として薬学的知見から処方医に必要なことを伝えることができず、歪んだ関係になります。専門的な見地から協力し合うことは敷地内でも敷地外でもかわりませんが、外来患者の大半が地域の薬局で調剤を受ける現状に鑑みると、複数の医療機関を受診する患者も多く、複数の医療機関から処方される医薬品を的確に判断し、必要な疑義照会等を行い患者の安全な薬物治療を確保するためには、医師と薬剤師がそれぞれ独立した立場で、双方の知識や技術を駆使して連携体制を構築することが求められます。そうした観点に立てば、患者の住まいに近い薬局薬剤師が、患者

の生活状態や習慣を理解した「かかりつけ」として、かかりつけ医と連携し、対応することがその患者にあった医薬品の説明をより適切に行うことが可能となります。そのため、国は超高齢社会における効果的な地域医療提供体制として「地域包括ケアシステムの構築」、かかりつけ薬剤師・薬局を推進しており、敷地内薬局はこうした「患者の安全な薬物治療の確保」と言う観点からも、「地域包括ケアシステム」の考え方にも逆行するもので、決して許容されるものではありません。そもそも保険医療機関が保険薬局を敷地内に誘致すること自体が國の方針に背くものであり、国公立大学の開設者がその先鞭をつけて、積極的に保険薬局を敷地内へ誘致するのみならず施設内へ誘致をするなど、言語道断の振る舞いと断じざるを得ません。

(疑義ある保険指定の事例)

構造上の規制が改められる一方で、保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性の確保については、地方厚生局に不動産の賃貸借関連資料や経営に関する書類等、一体的な経営に当たらないことを証明する書類の提出を新規指定時のみならず、更新時にも提出を求めることがあります、現状では適切かつ的確に運用されているとは言い難い状況と言っても過言ではありません。参考1に示したとおり、前述の留意事項通知に示された経営上の独立や一体的な構造に抵触あるいは大きな疑義がある場合にも、保険薬局の指定が行われる事例が頻発しております。

医療保険制度の主旨に鑑みれば、保険薬局を保険医療機関の敷地内に誘致すること自体、看過することはできません。あまつさえ、下記の如く、その誘致にあたり、保険薬局からの収益を病院施設の整備・運営等に充当しようと企図することが濃厚な場合や、薬局の機能の独立性を損なうことが懸念される事例なども散見されます。これらの事例は、前述の閣議決定から大きく逸脱するもので、我が国の医療保険制度を根底から覆しかねない、いわば制度の破壊行為ともいえる所業と考えます。加えて、医療機関内の調剤所と同一視されるばかりか、特定の医療機関の下で極めて効率的な経営が可能となる薬局に、通常の保険薬局と同じ調剤報酬を支払うことは、医療保険制度下での報酬体系を大きく損なうものと言えます。

1. 病院職員等が使用する病院の施設設備であって、本来の薬局業務には必要のない施設設備、具体的には、診療室、病院職員用会議室、コンビニなどを、病院側が薬局誘致の条件とし、薬局事業者においてその運営が行われる。
2. 民間事業者・民間資金を用いた手法(PFI)で病院の施設設備の整備を行う場合であって、選定された民間事業者が薬局を加えた施設設備を整備することで、薬局の収益も当てにし、病院の施設設備の建設費・維持運営費などを賄おうとする。この場合、病院側が建設費用・維持運営費を出さずに、民間事業者の資金で建設・維持運営を行うため、病院側が当該事業活動について支援・協力を行うこともある。
3. 誘致している医療機関の機能にあわせた薬局運営・調剤業務を求めることや、営業品目やサービス等の提供対価については、誘致している医療機関の承諾を得ることを必要とすること。

(要望)

本会では、平成29年より敷地内薬局の状況について情報収集の上、分析を行っておりますが、留意事項通知の拡大解釈や大きく逸脱した実態が多数見受けられ、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に関して疑義があると思われる事例のみならず、療養担当規則で禁止している保険医療機関との一体的な経営に著しく抵触すると思われる事例が明らかになりました(参考1)。

医薬分業制度の本旨は、処方箋を交付する医療機関から独立した薬局において、薬剤師により、調剤が行われることが、患者の薬物療法をより安全でより効果的にするための人類の英知であり、世界中の国々がその仕組みを社会制度として活用しています。従って、表面的な募集要項等に記載に捉われる事なく、医療保険制度の趣旨を踏まえ、その内容の如何に問わらず、保険薬局の指定に当たっては、健康保険法等に定められた規定を適切かつ的確に運用するとともに、留意事項通知に示されている趣旨と実態に齟齬をきたさないよう配慮すること、その独立性にわずかでも疑念が生じた場合には、保険薬局としての指定・更新がされないよう、構造上の規制の改正の際にお示しいただいている「実効ある方策」に準じて指定を行う等、適切に運用されるよう強く求めます。

また、今回挙げた事例のように明らかに、経済的な独立から逸脱している場合には、速やかに状況の改善を求めるなど、逸脱状況を排除できるよう明確な基準を設けるほか、すでに指定された事例についても、独立性に疑義が生じた場合については、速やかに再審査を行うなど、改正法の主旨を実効性のあるものとするために、規則等に厳格に則った対処が必要と考えます。

令和3年5月

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

参考 1

保険医療機関による敷地内薬局の公募要項のうち、とりわけ問題だと思われる事例

1. 北海道大学病院(平成 30 年7月公募)

「北海道大学構内における保険調剤薬局開設・運営のための敷地貸付」の趣旨として、保険薬局としての役割のみならず、北海道大学が目指す方向性や果たすべき使命を十分に理解し、北海道大学の協働パートナーとしての役割を担うとして、実際には敷地貸付の条件として、北海道大学が診療に使用できるスペースとして 20 室程度の診察室及びその付随スペース、外来診療棟との間の連絡通路の設置を求められている。

2. 鹿児島大学病院(令和2年8月公募)

「鹿児島大学病院(仮称)アメニティ施設整備運営事業」アメニティ棟(コンビニ、コーヒーショップ、一般者用レストラン、教職員用レストラン、書籍・文具・雑貨等店舗、理・美容室、金融ATM、大学使用スペース(郵便仕分け室・控室6室)を含む病院施設)を PFI の中でも BOT 方式(民間事業者が民間資金で建設・民間が運営・民間から事業期間終了後大学に譲渡)の方式での整備を進めようとしている。民間事業者は、入居者等の収入及び自らの資金により施設を建設し、維持管理及び運営業務を行うものとしており、民間事業者が保険薬局事業者を入居者に加えて、鹿児島大学の公募に応じたもの。鹿児島大学は民間事業者に対して、教職員の施設利用を通じて支援するほか、その事業活動に対して可能な限りの支援・協力を行なうとしている。

3. 三重大学病院(令和2年 12 月公募)

バス待合、調剤薬局、院外処方箋窓口、リボンズハウス、トイレ、高度生殖医療センター、倉庫、更衣室、津波避難スペースのこれら機能を BOT 又は BTO 方式で整備を進めようとしている。病院側は巡回バスなどの公共交通を誘致することで、この事業で整備する敷地内薬局の収益向上を目指すと公募要項に明記している。

(参考)BOT 又は BTO 方式での病院施設整備は、選定された民間事業者が自ら資金を調達し施設の建設から維持運営まで行う方式である以上、発注する病院側は、民間事業者の経営が成り立つよう、民間事業者への各種支援を行うのが通常である。

4. 信州大学医学部附属病院(令和3年3月公募)(参考3)

募集要項・業務説明書において、建物に設置する施設について、薬局とすることが示されており、2~3階には大学が使用する施設を整備することが条件となっている。

以下、募集要項・業務説明書から抜粋

(誘致する薬局で扱う医薬品等)

- ・品目及び価格は事業者が任意に設定するものとするが、本学が事業者に対して意見を述べができるものとし、事業者は当該意見を尊重して対応するものとする（備品等の設置についても同様の記載あり）
- ・医薬品の営業品目については、最低限本院で処方可能な医薬品の取扱いをする
- ・本院が指定する医療材料について薬局にて販売を行うこと

(賃貸借契約関係)

- ・大学使用施設の整備・運営については、将来的に本学が大学使用施設の用途変更を行う場合に備え、可能な限り柔軟に対応可能となる間取り・設備等を提案すること。
- ・大学使用施設のため本学が事業者に支払う料金は、事業者が算定し提案すること。
- ・ただし、「事業用定期借地権設定契約」に基づき、事業者が本学に支払う地代の額を超えないものとすること
- ・事業者は運営開始から毎月、売上報告を行うこと
が求められている。
さらに、審査基準では、事業の収益性・継続性、経済的貢献度が求められている。
※これらの要件については、受付終了日の 2021/4/23 日付けで変更

5. 島根大学附属病院(平成 29 年4月公募)

公募要項の中に、品目・価格の設定として、営業品目については、予め本学の承諾を得ることとすることや、サービス等の提供価格は事業者が任意に設定するものとするが、本学が必要と認めた場合には、事業者に対して意見を述べができるものとし、事業者は当該意見を尊重して対応するものとすることを要求事項としていた。

6. 日本医科大学 千葉北総合病院(平成 29 年 11 月公募)

病院敷地内院外薬局運営業務に係る要求事項等に、当初、病院で採用している薬剤はすべて取り扱うことを要求事項としていた。(後日削除)

7. 旭川医科大学病院(平成 29 年9月公募)

敷地内薬局の運営に当たり、建物・駐車場を建設整備し、建物の一部を大学使用スペースとして整備して大学へ賃貸する。事業者の審査基準に本事業が病院利用者へのサービスの提供が目的であること、審査基準項目として経済的貢献度が設けられている。

(参考) 募集要項より

経済的貢献度:事業者が本学に支払う借地料等について、事業者の経営努力に工夫がみられ、経済性の高い設定となっているか。

以上

参考 2

事務連絡
平成 28 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

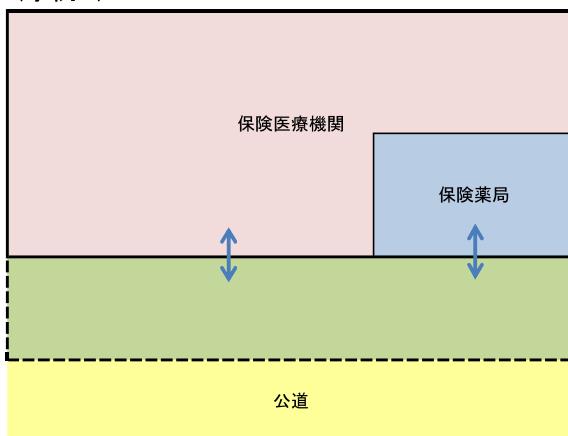
保険薬局の指定について

今般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところだが、今般の取扱いに係る具体例を別紙1のとおりお示しするので、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考とされたい。また、同通知に規定する保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを確認する際に申請者に求める書類の例を別紙2のとおりお示しするので、保険薬局の指定更新時等に併せて活用されたい。

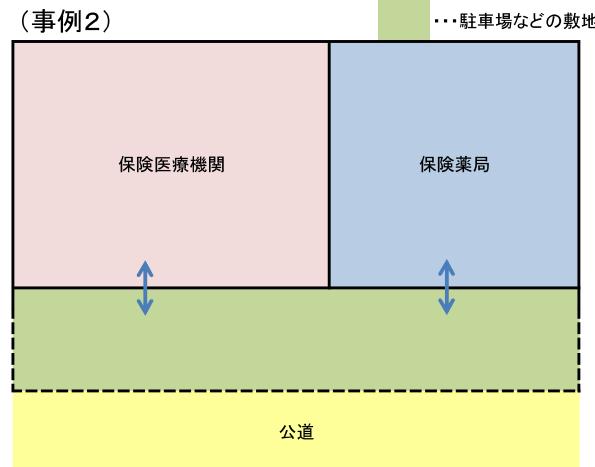
[別紙1]

1. 平成28年10月1日以降は、フェンス等を設置しなくても指定が認められるもの

(事例1)



(事例2)

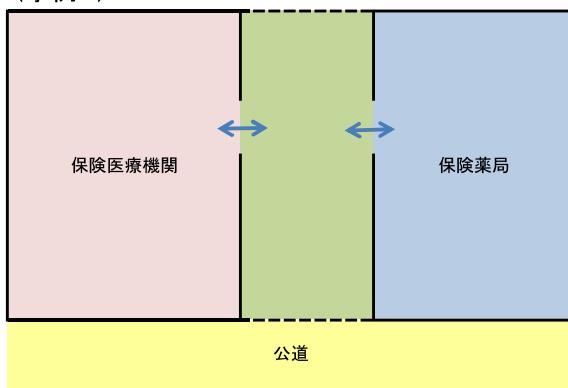


↔ …出入り口

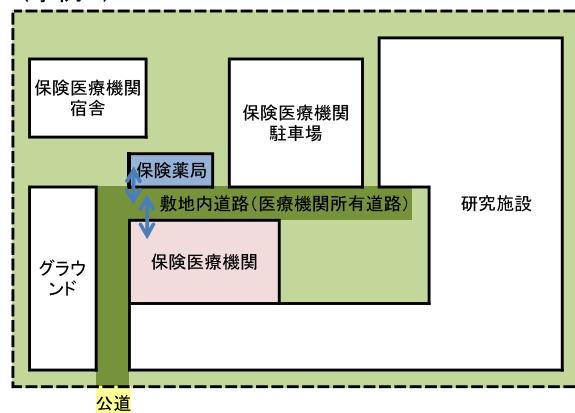
…駐車場などの敷地

2. 平成28年10月1日以降は、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上で個別に判断するもの

(事例3)

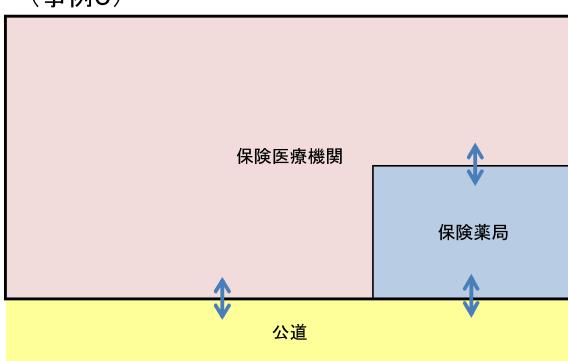


(事例4)

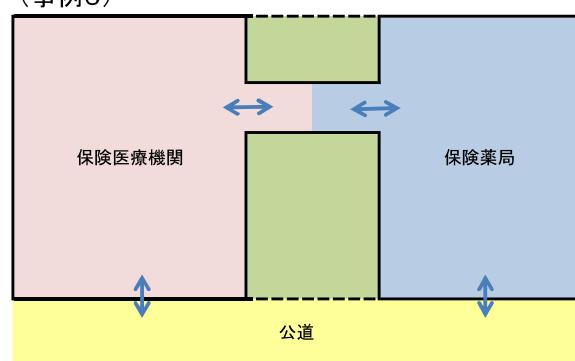


3. 平成28年10月1日以降も、引き続き指定が認められないもの

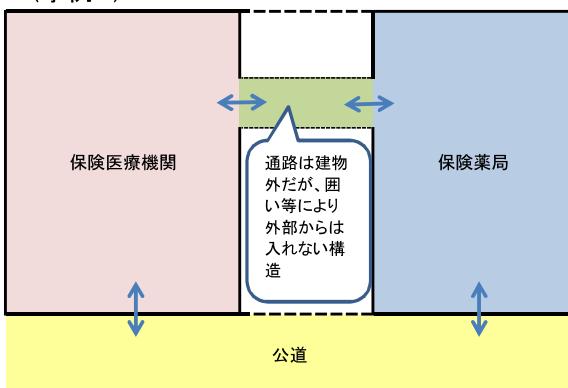
(事例5)



(事例6)



(事例7)



〔別紙2〕

保険薬局指定申請書 添付書類

項目	該当	非該当
1 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が当該保険医療機関の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。)又は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者ではないか。		
2 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一ではないか。(法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。)		
3 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されているか。		
4 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われていないか。		
5 不動産の賃貸借関連書類や財務諸表等の経営に関する書類等の提出があるか。		

上記について相違ありません。

平成 年 月 日

保険薬局の開設者の氏名及び住所
(法人の場合は、名称、代表者の職・
氏名及び主たる事務所の所在地)

厚生(支)局長 殿

印

〔記載上の注意〕

- 該当・非該当欄にチェックを入れ、保険薬局指定申請書に添付すること。
- 不動産の賃貸借関連書類(土地又は建物が自己所有ではない場合のみ)
等の経営に関する書類等を併せて提出すること。

参考 3

附属資料 1

国立大学法人信州大学医学部附属病院 敷地内院外薬局等整備運営事業

業務説明書

令和 3 年 3 月

国立大学法人信州大学

1. 概要

国立大学法人信州大学（以下、「本学」という。）と院外保険調剤薬局（以下、「薬局」という。）を運営できる者（以下、「事業者」という。）との間で「事業用定期借地権設定契約」を締結し、本学所有の土地上に薬局及び大学使用施設（以下、「建物」という。）を建設し、運営に必要な施設整備等を行い、運営全般を実施する。

なお、事業者は企画提案した内容に基づき、自らの資金及び収入により施設を整備・運営し、本学は事業者より「事業用定期借地権設定契約」に基づく地代を徴収するものとする。本事業の要求事項等を以下に示す。応募事業者はこれらの事項を踏まえ、提案を行うこと。なお、要求事項等に係る全ての費用は本事業に含まれることとする。

2. 事業場所・面積等

別紙図面 I 「構内配置図」、別紙図面 II 「事業予定地詳細図」のとおり。

3. 地代等

(1) 事業者は地代を本学に支払うものとし、地代の額は企画提案書にて提案するものとする。また、本学は経済状況の変動等に基づいて特に必要があると認める場合には、貸付料を改定することができる。また、土地及び建物に公租公課が課せられた場合は事業者の負担とし、土地の公租公課相当額を本学に支払うものとする。

(2) 貸付期間

期間は20年間とし、施設整備の事前調査及び建設工事期間を含むものとする。

(3) 貸付形態

①有償・無償の別

有償とする。

②地代

貸付料金は、原則年額分を一括払いとする。ただし、書面（様式任意）による申し出により分割払いも可能とする。

指定期日までに地代を支払わないときは、その翌日から支払日までの日数に応じ、民法に規定する法定利率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならぬ。

③貸付開始日

令和3年11月頃（予定）

4. 事業期間中の費用、整備・管理範囲、リスクの分担

(1) 建物及びその設備等の初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、建物の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持すること。

(2) 設置及び撤去に係る費用

- ①事業者は、「事業用定期借地権設定契約」が満了または解約されたときは、本学の定めるところにより土地・施設等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、本学が特に承認したときは、この限りでない。なお、本事業は借家権を有するものではない。
- ②店舗の設置（設備・備品・既存設備の撤去等を含む）に係る費用並びに、設備・備品等の更新・店舗内改装・修繕・模様替など原型を変更する行為等、設置及び撤去に伴う工事・原状回復・損害費用等は事業者の負担とする。
- ③事業者が事業終了期間までに原状回復の義務を履行しない時は、本学がこれを行ない、その費用を事業者に請求できるものとする。この場合、事業者は異議を申し立てることはできない。本学が、事業終了時に希望する場合には、建物・設備等を無償にて本学の所有とすることに事業者は応諾する。

(3) 損害賠償

- ①事業者は、その責に帰する事由により、貸付部分の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、事業者の負担により速やかに復旧するものとする。
- ②事業者は、「事業用定期借地権設定契約」及び本業務説明書に定める義務を履行しないことにより本学に損害を与えた場合は、その損害額に相当する金額を賠償しなければならない。
- ③本事業の遂行により、第三者に生じた事故は、本学の責に帰する事由による場合を除き、事業者が補償しなければならない。なお、第三者に生じた事故等については、迅速かつ誠実に対応し、速やかに本学に報告するものとする。

(4) 整備・維持管理の分担については別紙「整備・管理分担表」とおりとする。

(5) 本事業におけるリスク分担については別紙「リスク分担表」とおりとする。

5. 施設整備

- (1) 建物の設置場所については別紙図面II「事業予定地詳細図」に示す、本院「西中央診療棟」南側敷地の範囲内とする。
- (2) 建物の構造種別は鉄骨造りとし、建築階数は3階建てとする。
- (3) 建物の外観は病院建物及び周辺の景観を考慮したデザイン及び色彩とすること。
- (4) 建物の建築面積は300m²程度で、延床面積は900m²程度とする。（西中央診療棟への接続通路の面積は除く。）
- (5) 建物に設置する施設については1Fを「薬局」及び「イートインスペース（患者待合スペース）」（以下「薬局等」とする。）とし、2F、3Fを大学使用施設（会議室等）とし、薬局等と大学使用施設については動線が交わることなく、区分を明確に分けること。
- (6) 本院西中央診療棟2Fへの接続通路を有すること。なお、接続に際し必要となる諸官庁への申請及び、必要に応じて本院西中央診療棟の改修を行うこと。

- (7) 建物内には各階に男女別のトイレを設置することとし、1F、2Fには身障者用トイレを設置すること。また、2F、3Fの大学施設の各階には給湯スペースを設置すること。1Fから3Fまでの職員用エレベーターおよび階段を有すること。
- (8) 別紙図面IV「附帯施設概要・配置図」に示す附帯施設については以下のとおりとする。
- ①東屋については移設するものとし、移設先は本院敷地内とする。また事業者より、活用案について提案すること。
 - ②樹木については必要な範囲での伐採とし、建物周辺の緑化を行うこと。また事業者より、建物周辺の緑化計画について提案すること。
 - ③自転車置き場については移設するものとし、移転先は別紙図面IV「附帯施設概要・配置図」に示す場所とする。また、自転車置き場への動線を確保・整備すること。
- (9) 別紙図面III「ライフライン引込み、施設埋設図」に示す埋設施設については、迂回工事またはピットの設置等により、建物設置後にメンテナンスを可能とすること。
- (10) 事業者は、施設の設計、工事監理、建設並びにこれらを実施する上で必要となる行政手続き、各種調査（敷地測量・土地調査等）、施設内の電気工事・給排水工事・ガス工事等の運営に必要な設備、施設維持管理等を実施負担する。なお、各々事前に本学と十分協議し承認を得ること。
- (11) 事業者は、基本設計及び実施設計の各々が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を本学に提出し承認を得ること。
- (12) 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。また、定期的に本学から工事施工・監理の状況確認を受けることとする。
- (13) 電気・通信配線、給排水配管、ガス配管については、別紙図面III「ライフライン引込み、施設埋設図」に示すとおり引き込むこととし、本学の承認を得て事業者の負担により施工するものとする。
- (14) 事業者は、店舗営業に必要な電気・給排水容量等が本学の想定より多い場合にあっては、事前に必要な容量を本学に申し出るものとする。
- (15) その他施設整備に必要な設備設置に付随するすべての工事に係る費用については事業者の負担とする。
- (16) 施設整備を行うにあたっては、下記基準の最新版を遵守すること。
- ・ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）
 - ・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）
 - ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）

6. 薬局等の整備・管理運営について（1F 薬局、イートインスペース）

（1）施設概要

- ・薬局の設置数は「1」とする。
- ・イートインスペース（患者待合スペース）
「バスや迎え等の待合」及び「軽食がとれる場所」を確保する。要求事項等を考慮したうえで、できる限り広い面積を確保することが望ましい。

（2）営業日・営業時間

- ①薬局の営業日・営業時間は利用者の利便性を考慮し、土日の利用の有無を含め事業者が提案することとする。なお営業時間については本院の外来受付時間および診療時間をカバーすることとする。
- ②イートインスペースの利用日・利用時間および提供サービスについては利用者の利便性を考慮し、土日の利用の有無も含め事業者が提案することとする。

（3）品目・価格の設定

- ①薬局等で販売する医薬品及び販売商品（以下、「医薬品等」という。）の営業品目及び価格は事業者が任意に設定するものとするが、本学が必要と認めた場合には、事業者に対して意見を述べることができるものとし、事業者は当該意見を尊重して対応するものとする。
- ②事業者は医薬品等の値札を作成し、利用者が見やすい場所に提示すること。
- ③医薬品の営業品目については、最低限本院で処方可能な医薬品の取り扱いをすること。
- ④本院が指定する医療材料について薬局にて販売を行うこと。
- ⑤イートインスペースでは飲み物や軽食の販売（または自動販売機等の設備）をすること。

（4）営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行い、申請・届出等の状況について本学に報告すること。

（5）医薬品等の仕入れ及び管理

医薬品等の仕入れについては、安全性を備えた信頼できる業者から仕入れるものとし、事業者が契約不適合責任を負うこと。また、医薬品等は、適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を厳守するとともに、安全管理には十分配慮し、管理責任を明確にすること。

（6）衛生管理

- ①事故防止に努めること。また、業務従事者に対して定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止策を講じて業務に当たること。業務従事者が感染症等に感染した場合には、早急に適切な処置を行った上で即時に本学に報告し、指示を仰ぐとともに、当該業務従事者等への措置並びに速やかな感染防止策を講じること。なお、これらの措置にかかる費用は事業者の負担とする。また、商品等の搬入業者に対しても同

様の取扱いを周知徹底するものとする。

②本学が適宜実施する立入検査等を受検すること。

③インフルエンザ等の感染症対策について、適宜本学と協議のうえ、適切に実施すること。

(7) 備品等の設置

薬局等の運営に必要な備品等は、事業者の負担で設置するものとする。なお、本学は設置する備品等について意見を述べができるものとし、事業者は当該意見を尊重して対応するものとする。

(8) 業務従事者の勤務体制と研修等

①業務従事者については、事業場所が病院施設であるという特殊性を考慮し、接遇面、衛生面において適切な者を、適切な服装で、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう適切な人員で配置すること。

②本学が開催する感染症対策、災害訓練等の関連セミナー等へ、業務従事者等の積極的な出席を促し、知識の習得、研鑽を図ること。

(9) 張り紙、看板等の表示又は掲出

原則として、事業場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、事業場所での張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に本学の承認を得ること。

(10) 廃棄物の処理

薬局等の運営に伴い発生する廃棄物の保管・処理にあたっては、事業者の負担により適切に行うこと。

(11) 薬局等の運営に係る光熱水料はすべて事業者が負担するものとする。なお、検針メーターは事業者の負担により設置するものとする。また、支払方法は本学の指示によるものとする。

参考単価は以下のとおり。

<参考：R2年度実績>

・光熱費参考単価（税込み）：

電気料金 11.68円／Kwh

ガス料金 63.56円／m³

上下水道 906.2円／m³

(12) 薬局等の維持管理、運営のために必要な経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、廃棄物管理に係る費用はすべて事業者の負担とする。

(13) 緊急時・災害時の対応

①予め、事故や犯罪等又はそれらに準じる事態（以下「事故等」という。）が発生した場合の連絡体制を本学へ届け出ること。

②事故等が発生した場合は、患者や病院利用者への影響回避を最優先事項として適切

に対処すること。また、速やかに発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等を報告書としてまとめ、本学に提出すること。

③本学は、本学の責に帰することが明らかな場合を除き、薬局等における盜難や破損等については、一切の責任を負わないものとする。

(14) セキュリティについて

営業終了後の施錠については、事業者が責任をもって行うこととする。

ただし、火災報知器発報等非常時には、大学職員等関係する職員の立ち入りができることとする。

(15) 大規模な災害の発生時には、病院と被害状況等の情報を共有するとともに、医薬部外品の備蓄・提供やイートインスペースの救護所への転用等、病院と連携した災害対策活動を行える体制を有すること。

(16) 売上報告

事業者は、本学に対し、運営開始から毎月、売上報告を行うこと。

(17) 自由提案

事業者として提案可能な事柄を具体的に記載すること。

7. 大学使用施設の整備・運営について（2F～3F 会議室等）

(1) 大学使用施設について

①本学が使用するために大学使用施設（会議室等で使用できる多目的な部屋で以下の水準を満たすもの。）を整備することとし、ここに定めのない事項については事業者が提案することとする。また、提案内容に基づき具体的な間取り、設備については設計段階において協議のうえ決定するものとする。

1. 設備・仕様等

【2F】100m²程度の会議室を1つ、および小規模な会議室を複数設置することとし、事務室に転用可能な間取り・設備を提案すること。

【3F】150m²程度の会議室を1つ、および、小規模な打ち合わせブースを複数設置することとし、Webによる会議、打ち合わせが可能な間取り、設備を提案すること。

2. 共通設備： 照明設備 空調設備 換気設備 消防設備 コンセント設備、
OAフロア LAN設備（本院LANと接続） 電話設備
水道設備 マイク設備 防災設備、警備設備 等

②将来的に本学が大学使用施設の用途変更を行う場合に備え、可能な限り柔軟に対応可能となる間取り・設備等を提案すること。

③事業者は本学と、大学使用施設にかかる建物賃貸借契約を締結しなければならない。

④建物賃貸借契約に基づき本学が事業者に支払う料金は、事業者が算定し提案するこ

ととする。ただし、「事業用定期借地権設定契約」に基づき、事業者が本学に支払う地代の額を超えないものとする。

(2) 自由提案

事業者として提案可能な事柄を具体的に記載すること。

8. その他

- (1) 事業者は、本学が必要と認めるときは、本学の指示に従い、資料の提出又は報告をしなければならない。
- (2) 事業場所は、指定用途以外の使用をしないこと。また、善良な管理者の注意をもつて維持管理に努めること。
- (3) 事業者及び事業者にかかる搬入業者が本学の建物設備に損害を与えた場合は、事業者の負担によりこれを速やかに復旧すること。
- (4) 利用者とのトラブル等は迅速に対応するものとし、速やかに本学に報告するものとする。なお、本学は薬局等内の盗難、破損事故等については本学の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わない。
- (5) 事業場所はすべて禁煙とし、利用者及び業務従事者等のマナー向上に向けた啓発活動に努めるものとする。
- (6) 1Fの大学使用施設（EV、階段、出入り口等）は、店舗等の営業時間外においても使用できるものとし、本学指定のセキュリティを設置すること。設置費用は事業者の負担とする。
- (7) 業務遂行に必要な事務室、倉庫、休憩室、更衣室等は事業者が用意するものとする。
- (8) 本事業の実施にあたって、本学の施設、物品等の借用が必要な場合は本学規程の定めに従い別途貸付を行うこととする。
- (9) 施設の企画提案については、募集要項および本業務説明書等を十分に理解し、本学が望まない提案がないようにすること。
- (10) 退去にあたっては、本学と協議のうえ、原則として本学が指定する期日までに原状回復するものとする。
- (11) 本業務説明書に定めのない事項については、その都度、本学及び事業者協議のうえ決定する。

企業・研究者の方

トップ > 企業・研究者の方 > お知らせ一覧 > 国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業「業務説明書」の変更について

企業・研究者の方

2021年4月23日(金)

国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業「業務説明書」の変更について

 シェア  ツイート  メールで送る  印刷する

令和3年3月22日付で公募いたしました「国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業」について、下記のとおり変更いたしましたのでお知らせします。

«国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業「業務説明書」5ページ»

6. 薬局等の整備・管理運営について(1F 薬局、イートインスペース)

(3)品目・価格の設定

①薬局等で販売する医薬品及び販売商品(以下、「医薬品等」という。)の営業品目及び価格は事業者が任意に設定するものとするが、本学が必要と認めた場合には、事業者に対して意見を述べができるものとし、事業者は当該意見を尊重して対応するものとする。

②事業者は医薬品等の値札を作成し、利用者が見やすい場所に提示すること。

③医薬品の営業品目については、最低限本院で処方可能な医薬品の取り扱いをすること。

④本院が指定する医療材料について薬局にて販売を行うこと。

⑤イートインスペースでは飲み物や軽食の販売(または自動販売機等の設備)をすること。

【下線部分を削除し、下記のとおりとする。】

(3)品目・価格の設定

①薬局等で販売する医薬品及び販売商品(以下、「医薬品等」という。)の営業品目及び価格は事業者が任意に設定するものとする。

②事業者は医薬品等の値札を作成し、利用者が見やすい場所に提示すること。

③イートインスペースでは飲み物や軽食の販売(または自動販売機等の設備)をすること。

«国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業「業務説明書」7ページ»

(16) 売上報告

事業者は、本学に対し、運営開始から毎月、売上報告を行うこと。

(17)自由提案

事業者として提案可能な事柄を具体的に記載すること。

【下線部分を削除し、下記のとおりとする。】

(16)自由提案

事業者として提案可能な事柄を具体的に記載すること。

«国立大学法人信州大学医学部附属病院敷地内院外薬局等整備運営事業「業務説明書」7ページ»

7. 大学使用施設の整備・運営について(2F~3F 会議室等)

(1)大学使用施設について

④建物賃貸借契約に基づき本学が事業者に支払う料金は、事業者が算定し提案することとする。ただし、「事業用定期借地権設定契約」に基づき、事業者が本学に支払う地代の額を超えないものとする。

【下線部分を削除し、下記のとおりとする。】

④建物賃貸借契約に基づき本学が事業者に支払う料金は、事業者が算定し提案することとする。

 お知らせ一覧に戻る